

## 福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領

この要領は、福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成26年9月10日26私第432号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、福岡県私立高等学校等学び直し支援金（以下「支援金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

### 1 支援金の概要

#### (1) 支援金の支給方法

支援金の支給は、要綱第3条により、学校設置者による代理受領により行う。

具体的には、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）制度と同様に学校設置者が、在学する生徒に代わって支援金を県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

#### (2) 対象となる学校種

要綱第2条の「私立高等学校等」とは、福岡県内に設置されている私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第1学年から第3学年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって特定の国家資格者養成施設（※1）の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示（※2）で定めるものとする。

##### ※1 対象となる国家資格養成施設

- 理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- 准看護師養成所
- 調理師養成施設
- 製菓衛生師養成施設

##### ※2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第4号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件（平成22年文部科学省告示第82号）

#### (3) 対象となる者（要綱第2条各号参照）

支援金の対象となる者は、私立高等学校等に在学し、以下の①～⑦のすべての要件を満たす者（以下「受給資格者」という。）とする。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者（定時制及び通信制は48月））

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位を超えた者）については、この要件を適用しない。

④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、支援金の支給を受けることができない。

⑤ 高等学校等を退学したことのある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学も含まれる。旧就学支援金制度（平成26年4月改正前）と新就学支援金制度（平成26年4月改正後）の適用関係においては、旧制度対象者が「転学」や「それに類する退学・編入学」をした場合は、「引き続き高校等に在学する者」として旧制度の対象となることとしているが、この考え方と異なる。

⑥ 支援金の支給を受けた期間が通算して24月未満である者

⑦ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

#### (4) 支給期間

支援金の支給期間は、最大で24月とする。

※ 就学支援金制度においては、通常の実給期間が36月であるのに対して、定時制及び通信制は48月となっているが、本制度においては、対象となる学校すべてについて24月とする。

なお、通算する支給期間は文部科学省補助事業「高等学校等修学支援事業費補助金」（学び直しへの支援）を財源とする都道府県事業「学び直し支援金」の支給を受けた期間となる。

#### (5) 支給額

① 支給額及び支給限度額

支援金の額は、法第5条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額であ

り、具体的には、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）となる。

なお、就学支援金制度においては、1単位当たりの授業料を設定している場合は、別途1単位当たりの支給限度額を設けているが、本制度においては、定額授業料の場合の支給限度額と同じ額（※）とし、通算の支給上限単位数（74単位）及び年間の支給上限単位数（30単位）は設定しない。

※ 支援金の支給限度額（全学校種）：9,900円（月額）

## ② 授業料債権への充当

支援金の額は、授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下、「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が支援金の額となる。

## (6) 所得に応じた支給

上記(5)①にかかわらず保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる生徒については、所得に応じて、支援金の額を1.5倍～2.5倍した額を上限とする。

また、保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない生徒については、所得制限により支援金の支給対象とはならない。

所得制限の基準は、世帯構成を考慮した基準である市町村民税所得割額により判断する。

支給限度額等	保護者等の市町村民税所得割	世帯年収の目安（参考）
所得制限	304,200円以上	910万円以上程度
支給限度額	154,500円以上 304,200円未満	590～910万円未満程度
支給限度額の1.5倍	51,300円以上 154,500円未満	350～590万円未満程度
支給限度額の2.0倍	100円（※）以上 51,300円未満	250～350万円未満程度
支給限度額の2.5倍	0円（非課税）	250万円未満程度

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、市町村民税所得割額は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、2.5倍加算の対象となる。

## 2 支援金の支給手続

### (1) 受給資格認定

受給資格者である生徒が支援金の支給を受けようとする場合には、受給資格認定申

請書（様式1）に保護者等（生徒の親権を行う者等）の市町村民税所得割額を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する学校設置者を通じて知事に提出し、その認定を受ける必要がある。

学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に認定申請者一覧（様式2）を添えて知事に提出する。

知事は、受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定し、学校設置者を通じて生徒に通知（認定通知は様式3、不認定通知は様式4）するとともに、支給決定（予定）額も通知（様式19）する。

学校設置者は、知事から生徒への受給資格認定（不認定）通知及び支給決定（予定）通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

## (2) 支援金の支給

支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該高等学校等の卒業、中退、転学、所得制限等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる（やむを得ない理由は「別表」参照のこと）。

## (3) 収入状況の届出

所得確認については、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、毎年度別に通知する日までに、課税証明書等を添付した収入状況届出書（様式1）を、学校設置者に提出する。

受給権者である生徒（支給停止されている者を除く。）は、保護者等について変更があったときも、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する。ただし、両親の再婚・離婚の場合など、既に片方の課税証明書等を提出しているときは、当該片方の課税証明書等を改めて添付することを要しない。

学校設置者は、生徒から提出された収入状況届出書に収入状況届出者一覧（様式9）を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額を判定し、継続支給することに決定した生徒については、学校設置者を通じて、支給決定（予定）通知又は変更支給決定（予定）通知（様式20）、所得制限額以上となった生徒については、受給資格消滅通知（様式7）を通知する。

なお、生徒が収入状況届出をしないときは、支援金の支払を一時差し止め、学校設置者を通じて支払差止を通知（様式10）する。

支払の一時差し止め期間中に、保護者等の変更があった場合も、受給権者である生徒

(支給停止されている者を除く。)は、収入状況届出書等を、学校設置者を通じて、速やかに知事に提出する(離婚などにより、所得制限基準を満たすことになる場合は、一度差止めとなっていて、変更後の保護者等の課税証明書等を添付した収入状況届出書を提出した月の翌月分から支給が再開される。)

支払の一時差止め期間は7月～翌年6月を基本とし、毎年度別に通知する日を超えて収入状況届出書等の提出があった場合に、提出があった翌月分から支給することとする。ただし、提出しなかったことにやむを得ない理由があった場合には遡って支給する。

なお、一時差止めを受けている者が、翌年7月に収入状況届出書等の提出を行わなかった場合は、さらに1年間を基本とし、支払を一時差止める。

学校設置者は、知事から生徒への支給決定(予定)通知、変更支給決定(予定)通知、受給資格消滅通知又は支払差止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

#### (4) 支援金の受給資格消滅通知

学校設置者は、支援金の受給期間が24月未満での卒業、退学及び転学等により、受給権者である生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅者一覧(様式5)を作成し、知事に提出する。

知事は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、生徒の受給資格の消滅を確定し、学校設置者を通じて生徒に通知(様式6)する。

この受給資格消滅通知は、転学や再入学等により、高等学校等に在籍することになった際に支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、支援金を受給することができなくなってしまふ。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を知事に申請(様式17)することができる。知事は、当該申請があった場合は、支給実績証明書(様式18)を発行する。

学校設置者は、知事から生徒の受給資格消滅通知を受領した場合、生徒に配付する(生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない)。

なお、生徒が収入状況届出書等を提出した結果、所得制限に該当した場合においては、学校設置者より受給資格消滅者一覧を作成・提出する必要はないが、知事から(所得制限に係る)受給資格消滅通知(様式7)を受け取ったときは、他の場合と同様に、生徒に配付する。

#### (5) 支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒(一時差し止め中の者を含む。)が休学し、支給停止を希望する場合、支給停止申出書(様式11)を学校設置者に提出する。

学校設置者は、生徒から提出された支給停止申出書に支給停止申出者一覧(様式1

2) を添えて知事に提出する。

知事は、支給停止を決定し、生徒に学校設置者を通じて通知（様式13）する。

なお、生徒が支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月（支給停止の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月）から、復学して支給再開を申し出た日の属する月（支給再開の申し出があった日が月の初日である場合には、当該月の前月）まで支援金の支給は停止され、当該休学期間は1(4)の支給期間に算入されない。

学校設置者は、知事から生徒への支給停止通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

支給停止中の生徒が復学し、支給再開を希望する場合、支給再開申出書（様式14）に収入状況届出書を添えて、学校設置者に提出する。ただし、すでに当該年度の課税証明書等を提出している場合には、支給再開申出書のみ提出すればよい。

学校設置者は、生徒から提出された支給再開申出書に支給再開申出者一覧（様式15）を添えて知事に提出する。

知事は、支給の可否及び支給額について判定したうえで支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知（様式16）（所得要件を満たし支給を再開する場合）又は受給資格消滅通知（様式7）を（所得制限に係る要件に該当することにより支給しない場合）を発出する。

学校設置者は、知事から生徒への支給再開通知又は受給資格消滅通知を受領した場合、当該通知を生徒に配付する。

#### 附則

この要領は、平成26年9月10日から施行し、平成26年度の支援金から適用する。

#### 附則

この要領は、平成28年5月16日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成28年度の支援金から適用する。

#### 附則

この要領は、平成29年6月9日から施行し、改正後の福岡県私立高等学校等学び直し支援金交付取扱要領の規定は、平成29年度の支援金から適用する。